

## 社会資本総合整備計画

### 『滋賀県における土砂災害防止法に基づく基礎調査の推進』の事後評価

#### ●委員

県内に6800箇所もの多くの危険区域があることを初めて知った。

また、こういった調査が避難に役立っていることも分かった。

年々変化する地形等に対し、引き続き調査し、その結果等を広く県民に情報提供いただきたい。

#### ○事務局

引き続き基礎調査の実施と住民への情報提供を行う。

#### ●委員

土砂災害警戒区域と河川の氾濫区域が重なっている地域での避難や防災体制はどのようになっているのか。

土砂災害は主に雨が要因だが、地震に対してはどのように対応しているのか？

調査は2巡目以降、3、4巡目と実施していくのか。

#### ○事務局

土砂災害、河川氾濫それぞれに対し警戒避難体制の整備を行っており、2つを統合した避難体制はない。

様々な災害リスクについて滋賀県防災情報マップ等で区域を公表しており、住民はこれを確認しそれぞれの災害リスクについて把握し、備えていただくことになる。大規模な地震後は、土砂災害警戒情報の発表基準を補正し警戒情報を発表する。

2巡目以降も、3、4巡目と土砂災害防止法に基づき概ね5年毎に基礎調査を実施していく。

#### ●委員

おおむね5年とあるが途中で基礎調査を実施することもあるのか。

#### ○事務局

地形変化や対策施設が設置された場合は速やかに調査を実施することとなっている。

#### ●委員

地形改変箇所の把握はどのように行っているのか。

## ○事務局

航空レーザ測量で取った詳細な地形データを用い地形の変化箇所を抽出する。また地元等からの情報提供による。

## ●委員

情報が上がってきた場所に対し早急に対応できるようであればよい。

## ●委員

資料P12の土木事務所別区域指定状況の表について、基礎調査の実施数が0で指定が1101区域となっているのはなぜか。

## ○事務局

基礎調査後、地元説明、市町長への意見照会を行い区域の指定を行う。

基礎調査後の手続きに1年ほど時間を要するため、基礎調査の1年遅れで区域の指定を行うこととなる。そのため年度別で見ると基礎調査数と区域指定数に違いがある。

## ●委員

土砂災害に関する情報をホームページ等で情報を公開することは大事だが、高齢者など、PCやスマホが不慣れな方々への情報提供の観点が抜けているように感じる。

これについては今後どのようにやっていくつもりか

## ○事務局

警戒区域に指定することで、市町は警戒避難体制を整備し、ハザードマップを作成し各個に配布し、危険を周知している。

また、土砂災害警戒情報が発表された際は、テレビのテロップで表示される。

緊急性が高い場合は市町から自治会長へ連絡をされる場合もあると聞いている。

これらの方法で情報を得にくい方に対してフォローを行っている。

## ●委員

そういったフォローを大事にしていきたい。

## ●委員

観光客に向けての情報提供方法についてはどのように考えているのか。

**○事務局**

ホームページ等で情報を公開し確認していただく方法と、土砂災害警戒区域等に看板を設置し周知する方法を予定している。

**●委員**

看板については可能な限り多言語でお願いしたい。

**○事務局**

多言語表示は難しいと思うが、ご意見は参考にさせていただきたい。

**●委員**

特別警戒区域内の特定開発行為が抑制されているとあるが、大規模な宿泊施設に関して規制はないのか。

**○事務局**

特定開発行為は宅地造成、社会福祉施設等を対象としているので、ホテル宿泊施設は対象となっていない。

特定開発行為以外でも、都市計画法等別の法律で開発が規制される場合がある。

また、特別警戒区域に建物を建てる場合は、構造的に土砂災害に耐えうる構造にする必要がある。

**●委員**

土砂法上では建ててはいけないということはない。災害の力に耐えられる構造であれば良いということになっている。

危険区域でも土地利用をしてはならないということはない。

**●委員**

今後の方針について、基礎調査結果を随時ホームページ上で公開と書いているが、ホームページを直接見られない方々へも配慮してほしい。